

売上減少でお悩みの京都市内の中小企業・個人事業者等の皆様への  
京都市中小企業等再起支援補助金

さらに応援金として

補助金に10万円（中小企業等）  
又は5万円（個人事業者）を上乗せ！

令和3年12月28日  
までに手続きを！

例えばこんな取組に使えます！（ほんの一例）

感 染 症  
対 策



マスク



空気清浄機



従業員のPCR検査

新 商 品  
開 発



（試作品製作等のための）材料や機器一式

事 業 の  
継 続



従業員の  
スキルアップ研修



業務用車両の修繕・点検



店舗や事務所の修繕・改修

販 開  
路 拓



チラシ作成



ホームページの構築・改修



イベント実施費用

アフターコロナ  
を見据えた  
勤務環境  
の 整 備



ノートパソコン



スマートフォン

※ 車両購入費等、補助対象外となるものもあります。詳しくは裏面をご覧ください。

取組経費の4分の3  
法人・団体最大15万円  
個人事業者最大10万円  
の補助金



さらに応援金  
法人・団体10万円  
個人事業者5万円  
を補助金に上乗せ！

新しい取組でなくても大丈夫です！

支援を受けられるかどうか、是非一度、ご相談ください！

相談先：0570-003-756（京都市中小企業等再起支援補助金事務局）

文化芸術・スポーツ等に携わる中小企業・個人事業者の皆様も対象です。

# 京都市中小企業等再起支援補助金・応援金（概要）

新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴う緊急事態宣言等により影響を受けた市内の中小企業や個人事業者の方等の、感染症対策や事業継続のための幅広い取組に必要な経費を補助します。

新しい取組に限らず、**宣伝活動など日頃行われている経営努力や、品質・サービス向上のための機器整備等、事業を継続するうえで必要となるものに幅広くご利用いただけます。**

対象外となる経費は以下のとおりです。**以下に該当しないものは幅広く対象となる可能性がありますので、是非一度ご相談ください**（対象経費に該当するか否かは審査があります）。

- ・光熱水費（電気料金、水道料金、ガス料金等）
- ・電話料金、インターネット回線通信料金、郵送料
- ・レンタル・リース費（レンタル・リース期間の始期及び終期が事業実施期間内にあるものを除く）
- ・割賦払い代金
- ・損失補てん、借入れに伴う支払い利息
- ・公租公課
- ・不動産購入費、不動産賃借に伴う敷金、礼金、更新料及び原状回復費
- ・官公署に支払う手数料等
- ・飲食・接待費
- ・令和3年3月1日以降に新たに契約した本市の区域内に所在する物件に係るものを除く賃貸料
- ・令和3年3月1日以降に新たに雇用した京都府の区域内に居住する者に係るものを除く人件費
- ・交通費（鉄道、飛行機、タクシー、高速利用代、ガソリン代等）、宿泊費、燃料費
- ・税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用
- ・補助金・助成金・協力金などの申請書類作成のために支払う費用
- ・金券（商品券、ビール券、交通券等）、印紙購入に要する費用
- ・車両購入費用（自動車、バイク、自転車等）
- ・各種会費及び入会金
- ・廃棄物処理関係費用
- ・専ら娯楽や趣味等のためと考えられる費用（ゲーム機、楽器、書籍、漫画、雑誌、玩具、愛玩動物、観賞用植物、理美容関連費用等）
- ・福利厚生に係る経費
- ・雇用削減を伴う事業に係る経費
- ・その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用

## 補助上限額

### ○ 補助上限額

1事業者・団体につき 法人・団体：15万円 個人事業者：10万円

### ○ 補助率

3/4 以内（国や他の行政機関等から補助金を受けている場合等は、調整する場合有）

## 補助対象者

○ 京都市内に本社・本店を有する中小企業・小規模事業者や、フリーランスを含む個人事業者で、時短・休業要請に係る協力金の対象とならない方※のうち、令和2年12月～令和3年9月の間の任意のひと月の売上高が対前年又は前々年同月比30%以上減少している方 など

※ 令和3年4月25日以降の休業要請等で新たに協力金の対象となった方は申請可能です。

○ 商店会や業界団体で、主たる事業所を市内に設けているもの など

## 補助対象期間等

令和3年3月1日(月)～同年12月17日(金)に支払・納品等がなされた経費（3分の2以上は、京都府内で購入等された経費である必要があります）

## 受付期間

令和3年12月28日(火)まで

## 申請方法

（申請は1事業者・団体  
1回限りです。）

事後申請方式です。事業の完了後、  
申請書※と領収書・納品書など必要書類を郵送いただくか、  
WEB申請フォームへの入力により申請ください。

※ 申請書はHPからダウンロード可能です。区役所等にも置いてあります。

<郵送先> 〒604-8799

中京郵便局留め

「京都市中小企業等再起支援補助金」事務局宛て

<詳しくはコチラ↓>



## 応援金について

中小企業等再起支援補助金の交付の決定を受けられた、再起を図ろうとされる方をさらに応援するため、法人・団体には10万円、個人事業者には5万円を、自己負担を伴わない「応援金」として支給します。

## 「京都市中小企業等再起支援補助金」事務局

お問合せ先 **0570-003-756** 9:00~17:00（土日祝日除く）